

## **【事案Ⅱ－８】がん倍額特約共済金請求**

・平成 29 年 6 月 2 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

「悪性新生物により入院したとき」に入院共済金の倍額の共済金を支払う特約において、肝細胞癌の術後の療養のために入院した期間が、約款・事業規約上の「悪性新生物により入院したとき」との支払要件に該当せず、当該共済金の倍額の支払いには応じられないとした被申立人の判断に不服があるとして申立てに及んだもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、既に支払済みの入院共済金と同額の共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 26 年 8 月から同年 12 月までの入院は、肝細胞癌の手術後の療養のためのものであり、倍額の支払保障の対象となるものである。
- (2) 生保 3 社のがん保険については既に支払われ、それらの保障内容は本件共済契約と同じである。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 肝細胞癌の手術後の療養のための入院は、本件特約で定める支払要件には該当しない。
- (2) 仮に他社において支払いの事実があったとしても、本件共済契約に基づく支払いの可否判断とは関係ない。
- (3) 本件特約に基づいて共済金の支払額が倍額になるのは、悪性新生物の治療のために入院した場合に限られるのであって、その他の疾病の治療や悪性新生物に罹患した後の体力回復のための入院等は支払い対象にならない。
- (4) 本件入院期間中に肝細胞癌に対する治療は一切行われておらず、本件特約の支払要件に該当しないことは明らかである。

### **<裁定の概要>**

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 「悪性新生物（白血病を含む。）により入院したとき」の意義について

本件特約にいう「悪性新生物により入院したとき」とは、がん等に対する治療、すなわち、がん病巣の摘出手術、あるいは抗がん剤の投与もしくは放射線照射等の治療を目的とする入院を意味すると解される。

- (2) 本件入院にかかる診断書の傷病名欄には「肝細胞癌の術後・糖尿病」と記載され、入院の目的については、手術後の回復の為当院に入院した旨記載され、手術・先進医療、放射線照射及び悪性新生物（がん）の欄はいずれも斜線で抹消されており、本件入院当時肝細胞がんの症状として食欲低下・全身倦怠感及び術後の体力低下は見られたが、同がんに対する積極的な治療（化学療法等）は行われず、入院は術後の体力低下に対する治療とリハビリのためにされ、申立人に対しても術後の体力回復のためであると説明されている。
- (3) したがって、本件入院は、肝細胞がんに対する治療行為としての肝部分切除手術後の体力低下に対する治療等のための入院であって、上記がんに対する治療のための入院とは認められない。
- (4) なお、他社との保険契約に基づいてがん入院保険金の支払がなされていたとしても、それぞれの保険契約の内容に従って当該入院が保険金支払の対象となるか否かが判断されるのであるから、ただちに本件共済契約に基づく支払の可否の判断と関連性を有するということとはできない。